

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
規則	
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
告示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令（漁業管理課）	
（12・27揭示）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（福祉指導課）	1
○地域森林計画の定め（森づくり推進課）	1
○地域森林計画の変更（3件）（" "）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（5件）（治山林道課）	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（21件）（漁業管理課）	2
○公共測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	6
○道路の供用開始（道 路 課）	6
公告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	6

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第2号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3の5の(5)の表6の項中「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）」を「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）」に、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に」を「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

に」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第747号

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業（養殖用種苗を除く。以下同じ。）による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和6年10月1日から同年12月31日まで）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和6年12月28日から同月31日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和6年12月27日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第8号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和6年11月15日	株式会社エム・シー・エス四国 土佐市蓮池1227番地2	愛の家グループホーム野市 香南市野市町西野651－6 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

高知県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により高知地域森林計画を令和6年12月25日に定めたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興

・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和6年1月高知県告示第28号で告示した嶺北仁淀地域森林計画を令和6年12月25日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和6年1月高知県告示第29号で告示した安芸地域森林計画を令和6年12月25日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき令和6年1月高知県告示第30号で告示した四万十川地域森林計画を令和6年12月25日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第13号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町清水上分字キシノ下タ3061・3064の6から3064の8まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、3060、3064の9から3064の11まで、字サテ藪3068の1（次の図に示す部分に限る。）、3068の2、字サテ藪谷山2995の7、字ズズ山3954から3958まで、字ム子荒3053の4から3053の9まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字ヤシキガウチ3884、3888、3889、字猿額山3960、字牛王山上ミ2994の1、2994の3、2994の6から2994の16まで、2994の18、2994の19、字向山3067、字佐手藪山2995の6、字山葉ヶ瀧山3959の

1、字子ゴレ山3921、字大平3069のイ、3069のロ、3070の1、3070の2、3071、3088、3089、字程野山3040の1から3040の10まで、字桧尾畝山3066、字桧尾畝留加山3065（国有林）、字下保口山3048の2（国有林）、字中鳥屋山3050（国有林）、字段々山2883の1、2883の2 2 保安林として指定された目的 水源のかん養 3 変更に係る指定施業要件 （1）立木の伐採の方法 変更しない。 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。） 高知県告示第14号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 令和7年1月17日 高知県知事 濱田 省司 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾川郡いの町勝賀瀬字勝賀瀬山3604の2、3604の14から3604の46まで、3604の52から3604の64まで、3604の69から3604の81まで、3604の90から3604の96まで、3605の2、3605の4、3605の5、3606の1、3606の3、3607の1から3607の4まで、3611の7、3611の8、3611の15、3611の16 2 保安林として指定された目的 水源のかん養 3 変更に係る指定施業要件 （1）立木の伐採の方法 変更しない。 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。） 高知県告示第15号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 令和7年1月17日 高知県知事 濱田 省司	1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾川郡いの町小川新別字坂本2167、2171から2174まで、字小倉川向2037の1、2037の2、2038の1、2038の2、2039の2、2041、2042の1、2042の4から2042の6まで、2044の1、2044の3から2044の6まで、2045の1、2045の3、2045の4、2046から2053まで、2054の1、2056から2058まで、2059の1から2059の3まで、2061の1から2061の4まで、2062、2064の2 2 保安林として指定された目的 水源のかん養 3 変更に係る指定施業要件 （1）立木の伐採の方法 変更しない。 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。） 高知県告示第16号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 令和7年1月17日 高知県知事 濱田 省司 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾川郡いの町上八川上分字ウエトチ9814、9815、9817、9818、字エボシ9719、字カマリノ森9624、9625の1、9625の3、字コヲ子ン9820、9821、字シノベガタニ9724、9725、字スゲノクボ9649、9661、9662の1、9662の2、9663の1、9663の2、9664、9665、9668から9675まで、9678、9681、9684、字トチダニ9858、9861から9863まで、字ヤゲンザコ9808、9809の1、9809の2、字ヲゴシ9811、9812、字ヲゴシガモリ9813、字岩屋嶋9685、9688、9691から9694まで、9698から9700まで、9703、9704、9705の1から9705の5まで、字大隅9717、9718、字樽ノ上9707、9708、9710、9713から9715まで、字八子ヅリ2872 2 保安林として指定された目的 水源のかん養 3 変更に係る指定施業要件 （1）立木の伐採の方法 変更しない。 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供す	る。） 高知県告示第17号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 令和7年1月17日 高知県知事 濱田 省司 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡越知町佐之国字灰首4515、4516、4519、字祈祷畝3929から3932まで、字銀平ヶ内4471、4473、4474の1、4474の2、4475、字穴ノ峠3964の1、3964の2、3965の1、3965の2、3966の1、3966の2、3967の1、3967の2、3968、3969、3970の1、3970の2、3971の1、3971の2、字上エダバ3972、3973、字上エ子ワラビ5048から5061まで、字大迫3984、3987から3990まで、3992、3993、3998から4000まで、字畑頭3917、3918、字茂亘臼鳴4477、4479から4486まで、字木戸ノ本3939、3940、字子ハラビ畝5047の1、5047の2 2 保安林として指定された目的 水源のかん養 3 変更に係る指定施業要件 （1）立木の伐採の方法 変更しない。 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。） 高知県告示第18号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。 令和7年1月17日 高知県知事 濱田 省司 1 届出事項 （1）発起人の住所及び氏名 高知市 山 地 朝 之 〃 坂 上 進一郎 〃 中 平 満 （2）加入区の名称 御畳瀬加入区 （3）漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
--	--	--

高知県漁業協同組合 2 指定漁船調書の縦覧 (1) 縦覧期間 令和7年1月17日から同月31日まで (2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合御豊瀬支所 高知県告示第19号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 令和7年1月17日 高知県知事 濱田 省司 1 届出事項 (1) 発起人の住所及び氏名 高知市 山 本 竣 民 〃 柿 本 洋 一 〃 森 田 千 秋 (2) 加入区の名称 高知市加入区 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合 2 指定漁船調書の縦覧 (1) 縦覧期間 令和7年1月17日から同月31日まで (2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合浦戸統括支所 高知県告示第20号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 令和7年1月17日 高知県知事 濱田 省司 1 届出事項 (1) 発起人の住所及び氏名 高知市 土 居 勝 彦 〃 土 居 則 実 〃 中 村 耕太郎 (2) 加入区の名称 春野町加入区 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同	組合の名称 春野町漁業協同組合 2 指定漁船調書の縦覧 (1) 縦覧期間 令和7年1月17日から同月31日まで (2) 縦覧場所 春野町漁業協同組合 高知県告示第21号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 令和7年1月17日 高知県知事 濱田 省司 1 届出事項 (1) 発起人の住所及び氏名 室戸市 植 元 周 平 〃 橋 本 太郎二 〃 橋 本 俊 (2) 加入区の名称 佐喜浜町加入区 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合 2 指定漁船調書の縦覧 (1) 縦覧期間 令和7年1月17日から同月31日まで (2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合佐喜浜町支所 高知県告示第22号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 令和7年1月17日 高知県知事 濱田 省司 1 届出事項 (1) 発起人の住所及び氏名 室戸市 大 黒 宗 一 〃 小 松 伸 稔 〃 畠 中 正 二 (2) 加入区の名称 椎名加入区	(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合 2 指定漁船調書の縦覧 (1) 縦覧期間 令和7年1月17日から同月31日まで (2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合椎名支所 高知県告示第23号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 令和7年1月17日 高知県知事 濱田 省司 1 届出事項 (1) 発起人の住所及び氏名 室戸市 中 屋 善 通 〃 北 村 敏 男 〃 戎 井 邦 彦 (2) 加入区の名称 三津加入区 (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合 2 指定漁船調書の縦覧 (1) 縦覧期間 令和7年1月17日から同月31日まで (2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合三津支所 高知県告示第24号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 令和7年1月17日 高知県知事 濱田 省司 1 届出事項 (1) 発起人の住所及び氏名 室戸市 小笠原 仁 司 〃 田 内 雄 二 〃 山 下 廣 長 (2) 加入区の名称
---	---	--

高岡加入区	
（３） 漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称	
高知県漁業協同組合	
2 指定漁船調書の縦覧	
（１） 縦覧期間	
令和7年1月17日から同月31日まで	
（２） 縦覧場所	
高知県漁業協同組合高岡支所	
高知県告示第25号	
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	
令和7年1月17日	高知県知事 濱田 省司
1 届出事項	
（１） 発起人の住所及び氏名	
室戸市	山 田 高 雄
〃	森 一 樹
〃	谷 脇 武 彦
（２） 加入区の名 称	
室戸岬加入区	
（３） 漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称	
高知県漁業協同組合	
2 指定漁船調書の縦覧	
（１） 縦覧期間	
令和7年1月17日から同月31日まで	
（２） 縦覧場所	
高知県漁業協同組合室戸岬支所	
高知県告示第26号	
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	
令和7年1月17日	高知県知事 濱田 省司
1 届出事項	
（１） 発起人の住所及び氏名	
室戸市	山 川 奉 明
〃	武 井 宏 暁
〃	山 中 生 彦

（２） 加入区の名 称	
室戸加入区	
（３） 漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称	
高知県漁業協同組合	
2 指定漁船調書の縦覧	
（１） 縦覧期間	
令和7年1月17日から同月31日まで	
（２） 縦覧場所	
高知県漁業協同組合室戸統括支所	
高知県告示第27号	
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	
令和7年1月17日	高知県知事 濱田 省司
1 届出事項	
（１） 発起人の住所及び氏名	
土佐市	森 岡 英 朗
〃	森 岡 理 恵
〃	森 岡 禎 二
（２） 加入区の名 称	
新居加入区	
（３） 漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称	
高知県漁業協同組合	
2 指定漁船調書の縦覧	
（１） 縦覧期間	
令和7年1月17日から同月31日まで	
（２） 縦覧場所	
高知県漁業協同組合新居支所	
高知県告示第28号	
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	
令和7年1月17日	高知県知事 濱田 省司
1 届出事項	
（１） 発起人の住所及び氏名	
土佐市	村 松 英 一
〃	山 本 政 義

〃	橋 本 健 次
（２） 加入区の名 称	
宇佐加入区	
（３） 漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称	
高知県漁業協同組合	
2 指定漁船調書の縦覧	
（１） 縦覧期間	
令和7年1月17日から同月31日まで	
（２） 縦覧場所	
高知県漁業協同組合宇佐統括支所	
高知県告示第29号	
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	
令和7年1月17日	高知県知事 濱田 省司
1 届出事項	
（１） 発起人の住所及び氏名	
須崎市	橋 詰 隆 将
〃	梅 原 博 幸
〃	長 山 庄 作
（２） 加入区の名 称	
須崎釣加入区	
（３） 漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称	
須崎釣漁業協同組合	
2 指定漁船調書の縦覧	
（１） 縦覧期間	
令和7年1月17日から同月31日まで	
（２） 縦覧場所	
須崎釣漁業協同組合	
高知県告示第30号	
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。	
令和7年1月17日	高知県知事 濱田 省司
1 届出事項	
（１） 発起人の住所及び氏名	
宿毛市	石 黒 弘 喜

〃 〃	松 澤 文 香 久 保 純 一	(2) 加入区の名称 藻津加入区	(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 藻津漁業協同組合	2 指定漁船調書の縦覧 (1) 縦覧期間 令和7年1月17日から同月31日まで (2) 縦覧場所 藻津漁業協同組合	高知県告示第31号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 令和7年1月17日	高知県知事 濱田 省司
1 届出事項 (1) 発起人の住所及び氏名 土佐清水市 〃 〃	岡 林 昌 士 畠 中 健 一 村 田 守 正	(2) 加入区の名称 以布利加入区	(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合	2 指定漁船調書の縦覧 (1) 縦覧期間 令和7年1月17日から同月31日まで (2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合以布利支所	高知県告示第32号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 令和7年1月17日	高知県知事 濱田 省司
1 届出事項 (1) 発起人の住所及び氏名 土佐清水市 〃 〃	有 田 忠 男 岩 田 幸 成 泉 谷 宏 幸	(2) 加入区の名称 清水加入区	(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合	2 指定漁船調書の縦覧 (1) 縦覧期間 令和7年1月17日から同月31日まで (2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合清水統括支所	高知県告示第34号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 令和7年1月17日	高知県知事 濱田 省司
(1) 発起人の住所及び氏名 四万十市 〃 〃	川 崎 正 志 山 下 盛 行 山 下 征 一	(2) 加入区の名称 下田加入区	(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 下田漁業協同組合	2 指定漁船調書の縦覧 (1) 縦覧期間 令和7年1月17日から同月31日まで (2) 縦覧場所 下田漁業協同組合	高知県告示第35号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 令和7年1月17日	高知県知事 濱田 省司
1 届出事項 (1) 発起人の住所及び氏名 安芸郡奈半利町 〃 〃	西 内 勝 朗 安 岡 利 春 谷 岡 陽 平	(2) 加入区の名称 加領郷加入区	(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 高知県漁業協同組合	2 指定漁船調書の縦覧 (1) 縦覧期間 令和7年1月17日から同月31日まで (2) 縦覧場所 高知県漁業協同組合加領郷支所	高知県告示第36号 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 令和7年1月17日	高知県知事 濱田 省司

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名
- 安芸郡安田町 寺 尾 健 二
- 〃 長 町 爾
- 〃 池 内 健 二
- (2) 加入区の名称
- 安田町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
- 高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
- 令和7年1月17日から同月31日まで
- (2) 縦覧場所
- 高知県漁業協同組合安田町支所

高知県告示第37号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名
- 高岡郡中土佐町 青 井 安 良
- 〃 又 川 幸 男
- 〃 青 井 秀 吉
- (2) 加入区の名称
- 久礼加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
- 久礼漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
- 令和7年1月17日から同月31日まで
- (2) 縦覧場所
- 久礼漁業協同組合

高知県告示第38号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月17日

- 高知県知事 濱田 省司
- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名
- 幡多郡黒潮町 奥 田 牧 男
- 〃 明 神 好 久
- 〃 今 村 文 夫
- (2) 加入区の名称
- 佐賀町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
- 高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
- 令和7年1月17日から同月31日まで
- (2) 縦覧場所
- 高知県漁業協同組合佐賀統括支所

高知県告示第39号

高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年12月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
- 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
- 令和6年12月25日から令和7年3月25日まで
- 3 作業地域
- 四万十市西土佐

高知県告示第40号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年12月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
- 公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量、航空レーザ測量、三次元点群測量、路線測量）
- 2 作業期間
- 令和6年12月20日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域
- 宿毛市

高知県告示第41号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとお

り公共測量を実施する旨の通知を令和6年12月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類
- 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業期間
- 令和6年12月20日から令和7年1月31日まで
- 3 作業地域
- 宿毛市

高知県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年1月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類
- 県道
- 2 路 線 名
- 南国伊野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山梶谷字丸岩渕 626番2から 高知市土佐山梶谷字若山東 802番1まで	115	令和7年1月17 日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和7年1月17日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
令和6年12月24日 6 高東土第30－6 号	香南市野市町西野字 カノ丸2292番1ほか 10筆	土佐市高岡町乙 3332番地2 株式会社佐野屋 代表取締役 佐野

		弘明		